

平成28年2月25日

各 位

会 社 名 初 穂 商 事 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 齋 藤 悟
(J A S D A Q ・ コード 7425)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 経 理 部 長 森 隆 司
電 話 052-222-1066(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年3月25日開催予定の第58回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業拡大に備えるため、現行定款第2条の事業の目的に所要の変更を行うものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、業務執行を行わない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定により、定款第30条(取締役との責任限定契約)及び第36条(監査役との責任限定契約)を新設するものであります。
なお、定款第30条(取締役との責任限定契約)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 28 年 3 月 25 日
定款変更の効力発生予定日	平成 28 年 3 月 25 日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 8. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9. <u>建築用鋸打銃の販売</u></p> <p>10. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第30条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第35条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 8. (現行どおり)</p> <p>9. <u>発電及び売電に関する事業</u></p> <p>10. <u>建設機械のレンタル業</u></p> <p>11. <u>電気工事業</u></p> <p>(削除)</p> <p>12. (現行どおり)</p> <p>第3条～第29条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第31条～第35条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条～第44条 (現行どおり)</p>